

運輸業特化 100%社労士オフィスきよみにお任せ！

□ 運送業労務全般に関するご相談

最近は何から手を付けていいか解らないと、よくご相談を受けます。

目前の31年問題（時間外60時間超え150%割増）や働き方改革に対する時短工夫をされていますか？

点呼簿や日報デジタコの必要事項などは？ 近々、退社されるドライバーさんはいませんか。

どんな些細な問題でも小さいうちに解決しなければ大きな火種となってしまうことも。

賃金未払い、不当解雇などとなぜそうなるの？と、その前にオフィスきよみに相談してみませんか？

□ 巡回指導の書類や届出義務のある書類などのご相談

前回の運輸支局の巡回指導から、2～3年経過していませんか。

相互通報制度で特別巡回指導も増えて来ています。訪れる時期であるなら準備を始めてください。

また、年に一度の36協定や1年変形労働時間制の導入（週40時間を年間平均することにより土曜日の出勤等の残業代を削減出来る場合がある）作成業務、届け出義務のある書類に漏れはありませんか？

もし、どうしようかとお考えの方は、オフィスきよみにご相談ください。

□ 就業規則・諸規定に関するご相談

就業規則は、何年も前のものではありませんか。会社が違うように同じ就業規則はありません。

昨今の法改正や社会情勢を反映した労務リスクに貴社の就業規則は対応できていますか？

運送業独自の「**運送業の貴社のためのオンリーワン就業規則**」の作成をして、会社を守りませんか。

また、時間が不規則な運送業の労働時間管理は必須ですが、安全第一とした上で、もし、万が一業務中に労災事故が起こったときのために慌てないように事前対策をいたしましょう。

労基署で就業規則指導員であったオフィスきよみの就業規則の作成をお勧めいたします。

□ 雇用契約書・賃金制度に関するご相談

貴社の賃金は賃金規程に沿っていますか？ 雇用契約書は交わっていますか？

お互いに話し合いで決めたことであっても、一枚の雇用契約書の有無で変わってしまうことがあります。

□ 安全会議、その他

月に一度の安全会議を行っていますか。会社の安全に対する取り組みと、ドライバー自身が安全に対する意識を持ってもらうことにより、事故は防げると考えます！

【ご安全に】

オフィスきよみ 行き

FAX:06-6457-6890

ふりがな		ふりがな	
貴社名		ご担当者	
所在地	〒		
ご相談の概略			
TEL	()	FAX	()